

附属病院等の実態調査についてのアンケート（歯学部） 調査結果

実施期間 : 令和6年4月17日～5月10日

対象法人数 : 14 法人

回答法人数 : 8 法人 (57%)

【結果概要】**1. 歯学部/研究科所属の教員数と歯科臨床系教員の割合について**

(回答)

<歯学部/研究科所属の教員数>

101～150 人 3 法人

151～200 人 3 法人

201～231 人 2 法人

<歯科臨床系教員の割合>

40～49% 1 法人 70～79% 2 法人

50～59% 0 法人 80～89% 1 法人

60～69% 4 法人

2. 歯学部/研究科所属の職員数について

(回答)

0 人 1 法人

1～50 人 2 法人

51～100 人 5 法人

※うち、4 法人が歯科臨床系職員 0 人、5 法人が医学臨床系職員 0 人と回答

3. 附属病院所属の教員数について

(回答)

0 人	1 法人	101～200 人	2 法人
1～100 人	3 法人	201～300 人	2 法人

4. 附属病院所属の職員数について

(回答)

1～200 人	4 法人
201～400 人	2 法人
401 人～	2 法人

5. 病院数について

(回答)

1 院	2 法人	3 院	3 法人
2 院	0 法人	4 院以上	3 法人

※うち、本院について2院としたのが1法人。残りは1院。分院について6院としたのが1法人。

6. (歯学部附属病院について)歯科以外の診療科の種類について

(回答)

歯科以外の診療科はない	1 法人	11～20 診療科	1 法人
3 診療科	3 法人	21～30 診療科	2 法人
4 診療科	1 法人		

7. 設置している各病院と歯学部との距離（同一キャンパス内なのかそれ以外か）とアクセスについて

（回答）

【本院の距離・アクセス】

同一キャンパス内 3 法人

歯学部キャンパスから徒歩圏内 1 法人

歯学部キャンパスから公共交通機関等を利用して移動する距離 4 法人

【分院等の距離・アクセス】

分院なし 1 法人

同一キャンパス内 1 法人

歯学部キャンパスから公共交通機関等を利用して移動する距離 6 法人

8. 附属病院における臨床系の業務と歯学部の教育研究を兼務する教員の人数、および病院所属全体の教員数に対する割合及び歯科臨床系教員と医学臨床系教員の内数と病院所属全体の教員数に対する割合について

（回答）

- ・ 108 人（100%）うち、歯科臨床系教員 92 人（85.2%）、医学臨床系教員 15 人（13.9%）
- ・ 73 人（100%）うち、歯科臨床系教員 14 人（19.2%）、医学臨床系教員 59 人（80.8%）
- ・ 103 人（89.6%）うち、歯科臨床系教員 101 人（87.8%）、医学臨床系教員 2 人（1.7%）
- ・ 教員数 100 人（65.4%）のうち、歯科臨床系教員 95 名、医学臨床系教員 5 名。
- ・ 18 人うち、歯科臨床系 18 人（100%） 歯学部所属・附属病院兼務 95 人（歯科臨床系 92 人、医学臨床系 3 人）
- ・ 155 人（76%）うち、歯科臨床系教員 153 人（75%）、医学臨床系教員 0 人（0%）
- ・ 附属病院 臨床・教育研究兼務者 160 人（100%）、うち歯科臨床系教員 46 人（29%）、医学臨床系教員 114 人（71%）
- ・（病院 = 歯科病院及び各附属病院歯科室） 253 人（100%）、うち歯科臨床系教員 235 名（100%）、医学臨床系教員 0 名

9. 学校法人内の管理会計として、病院の経営状況把握のために、例えば、一定の比率を使って附属病院・歯学部を経費・人件費を切り分けているのか否かについて

(回答)

切り分けている 3 法人
切り分けていない 5 法人

10. (切り分けていると回答された 3 法人) 一定の比率を用いているなど、具体的な方法について

(主な回答)

- ・病院全体の活動における歯学部に係る教育研究活動の割合を、病院に係る常勤の教職員数を基礎として振り替えている。(令和 4 年度：19%)
- ・附属病院・歯学部を経費については、面積割合や人頭割合により切り分ける場合がある。附属病院・歯学部の人件費については、切り分けておらず、発令基準に基づき、各部門の人件費としている。
- ・勤務施設によって区別している。

11. 附属病院における臨床系の業務と歯学部の教育研究を兼務する教員について、人件費を何らかの指標(授業時間、勤務時間、想定する業務割合等)を用いて切り分ける方法とその方法を利用する上での難しい点について

(回答)

(人件費を切り分ける方法)

- ・授業時間、勤務時間、想定する業務割合等
- ・授業、研究、臨床研修医の指導、その他個別に想定される業務に係る時間数などを加味して、比例配分する形で切り分ける。
- ・授業時間数を基に切り分ける方法と教員本人が申告するエフォート割合で切り分ける方法が考えられる。

(利用上難しい点)

- ・人件費、退職金、退職給与引当金繰入・取崩、退職金財団交付金・掛金等多くの科目に影響が生じることから、按分による大きな管理負荷が生じる

- ・個別に割合を算定することとなるため、毎月の人事異動に合わせデータを更新する等の管理負担が生じる。
- ・授業時間、診療業務時間について、個別調査が必要で煩雑である。
- ・病院開院時間について、附属病院において、臨床系の業務と歯学部の教育研究を兼務する教員の人件費を切り分ける上で必要となる「授業時間、勤務時間、診療時間、教育研究時間及び業務割合等」の指標を、各兼務教員ごとに客観的、合理的に把握することは実務上極めて困難であり、「一定の概算基準」のような具体的なガイドラインが規定されない限り、客観的、合理的な切り分けは事実上不可能である。
- ・一律の指標を用いて切り分けること自体が難しい。
 - ・教育研究の一部である臨床系の業務もあるため
 - ・分野診療科によって実態に差があるため
- ・教育・研究と診療の時間で切り分けることが理想的だが、個々人によって時間が異なり、年度によって業務割合も変更になることが想定されるため管理負荷は非常に大きい。
- ・研究時間の配分ができない。教員個々で担当授業時間数が異なり、事務管理業務の負荷が大きくなる。
- ・教員個々でエフォート割合が異なり、事務管理業務の負荷が大きくなる。

12. (歯学部附属病院について) 歯科以外の診療科において、臨床系の業務と医歯学部の教育研究を兼務する教員について、人件費を何らかの指標(授業時間、勤務時間、想定する業務割合等)を用いて切り分ける方法とその方法を利用する上での難しい点について

(回答)

回答した全法人について、11. と同様の回答

13. 附属病院の本院と分院の相違点について

(主な意見)

①基本的に本院と分院の相違点はない。

本院の所属であっても分院の所属であっても大学の教育、研究に従事している。

②本院は、病床を有する病院で医科診療科を有する。

分院は、無床の診療所だが歯学部隣接し臨床教育活動の比率が高い

③大学病院は、医科と歯科合わせて 26 の診療科を擁する地域の中核病院である。

歯学部および保健医療学部の教育施設としての機能を持つ。

医療センターは、総合的歯科医療を提供している。歯学部と同じキャンパス内にあり、歯学教育とは最も密接にかかわっている。歯科診療所は、総合的歯科医療を提供しながら、学生の臨床実習並びに卒後研修を実施している。

④本院は、歯学部と同一キャンパスにあるため、臨床系の教員が歯科医師、医師を兼務しており、教育研究活動の比率が高い。

分院は、本院から約 7 km 離れた場所や県外にあるため、教育研究活動の比率も本院と比べて低い。

⑤本院は、医診療活動が主な業務となっている。

分院は、診療活動が主ではあるが、臨床実習などの教育や研究活動を行っている。

14. 外部資金により雇用する特任教員等について、どのように人件費を計上しているのかについて

(回答)

8 法人すべてで、外部資金により特任教員を雇用することはしていないとの回答

15. 事務職員、看護師、放射線技師、コメディカルスタッフについて、医歯学部と附属病院の業務の兼務の状況（兼務する業務の内容、各業務の指揮命令系統、エフォート、など）を教えてください。

(主な回答)

- ・医療センターの放射線技師 1 名が歯学部附属研究所の業務を兼務している。同センター業務がメインで、メイン業務に支障のない範囲で研究所の研究支援にあたっている。また、大学病院の理学療法士、言語聴覚士、管理栄養士、薬剤師、看護師が、歯学部の授業 1 科目において、各々数時間の実習を担当している。同病院業務がメインで、メイン業務に支障のない範囲で実習を担当している。
- ・病院事務長が、本院歯科診療部における臨床教授を兼務している。
臨床教授の業務は、臨床実習及び歯科医師臨床研修の指導など、臨床現場における

最先端の診療技術などの指導、その他付随業務などである。

- ・ 歯科衛生士と言語聴覚が、歯学部授業を担当している。

16. 事務職員、看護師、放射線技師、コメディカルスタッフ以外で歯学部と附属病院の業務を兼務する場合の当該職と兼務の状況（兼務する業務の内容、各業務の指揮命令系統、エフォート、など）について

(回答)

該当なし 7 法人

該当あり 1 法人※

※ 技工士と保健師、管理栄養士の各 1 名が、病院での本務に加えて、歯学部非常勤講師として実習と講義を担当

17. 教職員人件費以外の経費で附属病院・医歯学部に分けるのが技術的に不可能・困難なものについて

また、現行の配分基準（平成 25 年 11 月 27 日 25 高私参第 15 号通知）においては、医療収入、医療経費といった点は処理方法が示されていますが、本取扱いに関して不都合や改善が必要な点についても教えてください。

(回答)

- ・ 特になし 5 法人
- ・ 設備関係支出（主に備品）については、「教育研究経費と管理経費の区分について（昭和 46 年 12 月 16 日）（学校会計委員会村山徳五郎氏）」「7.附属病院業務のうち教育研究業務以外の業務に要する経費＝管理経費」を準用して、仕訳を行うものと解釈しているが、診療と教育研究における使用比率の算出が困難である。
- ・ 教育研究の場でもある附属病院に係る医療経費については、その一部を一般教育研究経費に配賦することは妥当と考えているが、具体的なガイドラインが規定されない限り、客観的、合理的な切り分けは事実上不可能と考える。
- ・ 現行の配分基準（平成 25 年 11 月 27 日 25 高私参第 15 号通知）に関しては、不都合や改善が必要なものは特に思い当たらない。
- ・ 配分基準を決めてしまえば、附属病院と歯学部に分けるのが技術的に不可能・

困難なものはない。ただし、全ての経費を切り分けることは非常に手間のかかる作業である。現行の配分基準では附属病院の収支が正確に示されていないと思うが、歯学部附属病院は病院単体で機能しているわけではないので、大学と病院を合わせて収支を見ることにしている。

18. 現行の配分基準（平成 25 年 11 月 27 日 25 高私参第 15 号 通知）においては、教育研究支出の区分として医療経費を設けて処理を求めているが、同通知において明示していない管理経費について医学部と病院に切り分けて処理しているかについて

（回答）

切り分けている 6 法人

切り分けていない 2 法人